「DAC 脆弱国取組原則」起草における 一担当者の取り組み

福田 幸正

公益財団法人 国際通貨研究所 客員研究員

E-mail: fukuda@iima.or.jp

要約

2007年4月、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development:OECD)開発援助委員会(Development Assistance Committee:DAC)は、国際社会が脆弱国に対して開発協力を行う際、国家建設(state-building)を中心的な目的として集中すること、と謳った脆弱国支援の取り組みに関する最初の原則文書「脆弱な国や状況に対する良い国際関与のための諸原則」(Principles for Good International Engagement in Fragile States & Situations)を採択した。

当時、著者は日本の ODA 実施機関の一担当者として同文書の起草のため DAC との協議に加わり、10 原則からなる同文書の核心的原則である原則 3「国家建設を中心的な目的として集中すること」(Focus on state-building as the central objective)及び原則 7「様々な背景を持つ現地の優先事項に様々な方法でアラ インすること」(Align with local priorities in different ways in different context)に日本の主張を盛り込むこと ができた。即ち、原則 3 は DAC の当初案では国家の主要機能の強化に偏重していたので、国家と国民の 健全な関係性を示す文言を盛り込んだ。また、原則 7 は DAC の当初案では方法論に偏重していたので、 現場のリアリティーを踏まえるのが日本型アプローチとし、「現存する地場の制度の中から機能しているシス テムを見出し、それを強化することが重要」という一文を加えた。

両主張とも特段異論なく採択されたが、原則3に関しては当時DAC加盟国の間で国家派と社会派の考 え方の違いが背景にあり、日本の主張は両派のバランサーとしての役割を果たした。また、原則7に関して は理想形を追求する欧米的アプローチとの対立を見込んだが異論なく採択されたのは、他のドナーも平和 構築の実地体験などを通して日本的アプローチのような考え方を受け入れることができるようになっていた ためと考えられる。なお、同文書起草と時を同じくして OECD 開発センターでは途上国の informal institutions に関する問題意識が共有され始めていたことも、これと流れを同じくするものと考えられる。

同文書採択から 10 年が過ぎたこの時点で、同文書起草に携わった当時の主な関係者を集め、国際的な振り返りを JICA が企画することを提案する。

キーワード

国家建設、脆弱国家、OECD(経済協力開発機構)、DAC(開発援助委員会)

はじめに

1990年代、冷戦終結を契機として多発した国内 紛争に対して国際社会は国際的な平和活動への 関与を強めていき、国家の破綻現象への関心を共 有していった(武内 2013)。そして 2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ事件以降、開発援助委員 会(Development Assistance Committee:DAC)で は国際安全保障と開発援助を関連させた脆弱国 家(fragile states)に関する議論が進んだ。それは 2005 年頃から国家建設(state-building)の議論に 収斂されていき、DACは2007年4月、それまでの 2年間の協議を経て、国際社会が脆弱国に対して 開発協力を行う際、国家建設を中心的な目的とし て集中すること、と謳った脆弱国支援の取り組みに 関する最初の原則文書、"Principles for Good International Engagement in Fragile States & Situations"(以下、DAC 原則)を採択した。

国際援助社会での開発を主導する主体を巡る 議論は、「国家」から「市場」に振り子が大きく振れ たが、米国同時多発テロ事件をきっかけに脆弱国 への対応という文脈で国家建設という言葉が登場 し、あらためて開発における国家の役割に焦点が 置かれるようになった。ただしこの場合、国家と社 会の建設的な関係構築と、それを促進させる国家 の正当性と能力があらためて確認された。

著者は国際協力銀行(Japan Bank for International Cooperation: JBIC)開発金融研究所 に勤務していた時期、DAC 原則を起草する最終 段階で DAC での協議に一担当者として参加する 機会を得た。本稿では、DAC 原則の起草に当たり、 一担当者として如何に取り組んだかを DAC 原則 が採択されて 10 年を経た今、振り返りのプロセスと 共に紹介させて頂くことにしたい。

本稿は、国際援助社会での原則策定の場で、 日本の政府開発援助(Official Development Assistance:ODA)実施機関の一プラクティショナー が紛争国も含めた途上国での現場経験に基づく 提案を行い、それが受け入れられた実例を示すも のでもある。日本では国際援助社会での議論につ いても往々にしてその結果の解釈が重視されてい るようだが、殊にこの事例のように基本原則を策定 するような場合には、積極的に議論に参画すること が重要と考える。

1. 脆弱国についての DAC の視点

「DAC 原則」採択時(2007 年 4 月)の DAC 事務 局担当者は、DAC 原則採択とほぼ時を同じくして、 The OECD's Work on Fragile States and Situations と題した論考を発表している(Morcos and Röder 2007)。それは、当時のDACにおけるDAC 原則を 含めた脆弱国を巡るアプローチを概観したもので あり、当時の議論を DAC の視点からバイアスなく 伝えているものと考えられる。以下は同論考の DAC 原則に関連する部分を要約したものである。

-*-*-*-*-*-*-

世界人口の7分の1を占める脆弱国¹の状況 悪化によって国際社会の中でミレニアム開発 目標(Millennium Development Goals: MDGs) 達成が不安視され始めたこと、また、脆弱国は 周辺国の経済成長に負の影響を及ぼすのみな らず、紛争の場合はその影響は地域全体に波及 する恐れがあり、更には世界の安全と繁栄に対 する脅威となりかねない、との認識を背景にし て、2003年9月、DAC は脆弱国を対象とする 作業部会(Learning and Advisory Process on Difficult Partnership)を設置した(2005年に Fragile States Group (FSG)に改名)。

2005 年 1 月、DAC 加盟国の政府高官を対象 に、英国 DfID(UK Department for International Development: DfID)の主催(共催:欧州共同 体(European Community: EC)、DAC、国連開 発 計 画 (United Nations Development Programme: UNDP)、世界銀行(以下、世銀)) による「脆弱国に対する開発効果フォーラム」

(A Forum on Development Effectiveness in Fragile States) が開催され、その中で「脆弱国 に対する良い国際関与のための諸原則」(a set of principles for good international engagement in fragile states) を策定することが提案された。引き続き同年3月、経済協力開発機構 (Organization for Economic Co-operation and

<前文 (Preamble) >

Development:OECD) 主催の開発担当大臣・機 関長級会合でDAC原則のドラフト²が議論され 前向きに受け止められたが、現場での実用性と の観点から DAC 原則のドラフトをその後の 2 年間に 9 カ国の途上国で試行することになっ た³。その結果、2007年4月、試行でのフィー ドバックを反映させた以下の改訂版DAC原則⁴ が DAC 閣僚レベル会合で採択された。

DAC 脆弱な国や状況に対する良い国際関与のための諸原則(2007年4月採択)

(Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations)

・脆弱国の指導者と人々の主体性が重要
・DAC諸原則は国際支援の正の効果の最大化、負の効果の最小化に資する
・DAC諸原則はパリ宣言 ⁵ を補完するもの
・DAC諸原則の長期的ビジョンは、地場の改革者が持続的成長を促進させるため国民
と生産的に向き合える効果的で正当性のある強靭な国家制度を構築することを支援す
ること
<基本事項(The Basics) >
1. 背景の理解から始めること(Take context as the starting point)
2. 無意識の負の影響に留意すること(Do no harm)
<国家建設と平和構築の役割(The Role of State-Building & Peacebuilding)>
3. 国家建設を中心的な目的として集中すること(Focus on state-building as the central
objective)
4. 予防を優先させること (Prioritise prevention)
5. 政治、治安、開発の相関関係を理解すること(Recognize the links between political,
security and development objectives)
6. 包摂的、安定的社会の基礎として差別撤廃を促進すること(Promote
non-discrimination as a basis for inclusive and stable societies)
<実践事項(The Practicalities)>
7. 様々な背景を持つ現地の優先事項に様々な方法でアラインすること(Align with
local priorities in different ways in different contexts)
8. 国際アクター間で、実践的な調整メカニズムに合意すること(Agree on practical
coordination mechanisms between international actors)
9. 迅速に行動し、かつ、関与を継続すること(Act fastbut stay engaged long enough
to give success a chance)

10. 援助が見落とされる国、地域をなくすこと(Avoid pockets of exclusion)

DAC 原則ドラフトの試行の結果、改訂箇所は 限定的なことが確認されるとともに、すべての 試行において国家建設に関する原則3が最も重 要な原則として認識された。同時に、それは一 層の解釈や実施面での明確化が求められた原 則でもあった。従来ドナーは国家の能力強化の ための支援を得意としてきたが 6、脆弱国の特 徴は社会による国家の社会政治的受容度 (sociopolitical acceptance of state) がしばしば欠 落しているか皮相的であることであり、このこ とはドナーにとっては脆弱国の国家のアカウ ンタビリティーと正当性(legitimacy)の強化と、 国家と社会の関係構築に一層焦点を置くこと の必要性を意味した。このような国家建設の二 側面、即ち、国家の能力の強化と、社会による 国家の社会政治的受容が、DAC 原則最終版には 十分反映された。国家建設とは単に国家機構の 強化のための技術的な取り組みではなく、むし ろ国家と社会の関係に焦点を当てて取り組む ものであろう。

-*-*-*-*-*-*-

以上のように、DAC 原則採択によって平和構築において脆弱国の国家建設がその核心課題として位置付けられ、国家の能力(capacity)とともに国家の正当性(legitimacy)を高めることによって国家と社会の建設的な関係構築を促すことになる、という認識がDAC 加盟国間で

共有された。また、脆弱国の平和構築を効果的 に支援するには、ドナー政府内における開発、 外交、治安部門の一貫性が求められるため、従 来、開発専担のフォーラムとして取り扱ってこ なかった外交や治安に関するテーマが、DACに おいて DAC 原則採択を契機に一層議論される ようになった。なお、以上のように、DAC 原則 では国家と社会の関係性をバランスよく取り まとめられているが、最近の脆弱国の国家建設 の課題として以下のような点が挙げられてい る⁷。

- 外部主導の国家建設の難しさ(例:アフガ ニスタン、イラク等)
- 短期的安定を優先する結果、強権的な国家 を支援することに繋がらないか?
- 国家レベルの制度構築に関心が集中した結果、人々が日常的に直面する問題が等閑視されていないか?

|2. 国家建設を巡る議論

2.1 DAC 原則 3ドラフトの修正

DAC での協議の結果、DAC 原則 3「国家建設 を中心的な目的として集中すること」は、次の比較 表、図表 1.にある通り、当初案(2005 年)から最終 版(2007 年)に修正された。

当初案(2005年)	最終版(2007年)	
States are fragile when state structure lack	States are fragile when state structures lack	
capacity - or in some cases, political will - to	political will and/or capacity to provide the basic	
deliver public safety and security, good	functions needed for poverty reduction,	
governance and poverty reduction to their	development and to safeguard the security and	
citizens. The long-term vision for international	human rights of their populations. International	
engagement in these situations must focus on	engagement will need to be concerted, sustained,	
supporting viable sovereign states.	and focused on building the relationship between	

図表 1. DAC 脆弱国取組原則 3. 国家建設部分(3. Focus on state-building as the central objective.)の比較

State-building rests on three pillars: the capacity	state and society, through engagement in two
of state structures to perform core functions;	main areas. Firstly, supporting the legitimacy
their legitimacy and accountability; and ability	and accountability of states by addressing issues
to provide an enabling environment for strong	of democratic governance, human rights, civil
economic performance to generate incomes,	society engagement and peacebuilding.
employment and domestic revenues. Demand for	Secondly, strengthening the capability of states
good governance from civil society is a vital	to fulfil their core functions is essential in order
component of a healthy state. State-building in	to reduce poverty. Priority functions include:
the most fragile countries is about depth, not	ensuring security and justice; mobilizing
breadth - international engagement should	revenue; establishing an enabling environment
maintain a tight focus on improving governance	for basic service delivery, strong economic
and capacity in the most basic security, justice,	performance and employment generation.
economic and service delivery functions.	Support to these areas will in turn strengthen
	citizens' confidence, trust and engagement with
	state institutions. Civil society has a key role
	both in demanding good governance and in
	service delivery.

註:下線箇所 日本のコメントが反映されたもの。

2.2 DAC 原則 3ドラフトに対する日本の 提案

DAC 原則 3 では国家建設(state-building) が the central objective と定冠詞付きで表されてい るように DAC 原則の核心課題とされたが、当 初の DAC 原則 3 の案文では全体的に国家の機 能の強化に偏った内容であり、かつ、抽象的、 難解な箇所も見受けられた。そこで、「紛争後 の復興への国民の期待を裏切りがちな脆弱国 家であればこそ、国家の正当性(legitimacy)、 説明責任(accountability)とともに、基礎サー ビスの提供能力などの主要機能 (capacity) の向 上があってはじめて、国民は国家に対する信頼 と関係を強めることになり、平和構築が軌道に 乗る」という考え方に基づき、下記の一文を提 案した。その際、アナン国連事務総長(当時) の国連平和構築委員会でのスピーチ(2006年6 月23日)を参考とした*(下記のスピーチ概要

参照)。なお、この提案の中で、国家と社会の 相互補強関係を強調するために、in turn という 用語を用いた。

Support to these areas (註: legitimacy/accountability, capability of states) will in turn strengthen citizens' confidence, trust and engagement with state institutions. (「これら二分野(国家の正当性・説明責 任と国家の能力)の強化は、ひいては市民 の国家に対する信頼、信認を高め、市民の 国家制度への参画を促すことになる」)

同提案は原案通り採択された。なお、この提 案は後述の DAC 原則 7 と共に、外務省の DAC 主管課担当者の了解を得つつ行ったものであ る。

アナン国連事務総長

国連平和構築委員会 初回会合スピーチ概要(2006年6月23日)

国づくり

- ・ 平和構築は単に紛争再発防止や物理的復興でないことは経験則
- ・ 主要任務は、憲法の枠組みと法の支配の下で、効果的な公的制度(public institutions) を構築すること
- · 紛争後、公正な社会が現れるという人々の期待は往々にして裏切られる
- ・ 国家制度(State institutions)に対する国民の信頼を回復させることが必須
- ・ 平和構築は、国家が国民に対する義務を果たし、同時に国民は自らの運命の主人公 として参加の権利を行使するという国家、国民の間の社会契約(social compact)を 強化するもの

オーナーシップ

- ・ 援助量、援助調整の向上のみでは恒久的平和達成に不十分
- ・ 平和構築は国民のオーナーシップが必須。外部から移植されるものでない
- ・ 外部者(outsiders)は、いかに良心的であろうとも、紛争経験国の知見と意志に取って代わることはできない
- ・ 紛争経験国の人々こそ、その歴史的、文化的、政治的背景(contexts)を熟知。また、 彼らの判断の結果責任は、彼ら自身が負うべきもの
- ・ 彼ら自身が平和構築の成果を実感することによってこそ、平和が永続するという希 望が持てるもの

政治性

- ・ 国際社会は、平和構築を技術的な活動として取りかかるが、平和構築は本質的に政 治的なもの
- ・ 国際社会は、地場の権力構造の理解はもとより、自らが政治的なアクターとなることを認識しなければならない

ちなみに、DAC 原則の初稿はDAC 事務局の依 頼で Ashraf Ghani 氏(アフガニスタン大統領、当時 カブール大学学長)が筆をとっている。2007年1月 に訪日 %した Ghani 氏に著者が直接聞いてみたと ころ、「カブールは停電がひどいので、コンピュータ も使えず、暗がりで手書きした」とのことだった。 Ghani 氏は、紛争後のアフガニスタンの国づくりを 実際手掛ける立場にあった人物であり、タリバン放 逐後も軍閥が割拠するなか、中央政府に権力を集 中させることがまさに新政権にとっての死活問題だった¹⁰。したがって、そのような背景から DAC 原則 初稿は、国家の役割に焦点が置かれることになっ たものと考えられる。なお、著者が 2006 年末の DAC 会合に出席した際、DAC 原則を取り扱う作 業部会(Fragile States Group: FSG)の議長を務め ていた世銀の Sarah Cliffe 女史に直接聞いたとこ ろ、DAC 原則は Cliffe 女史自身がドラフトした、と のことだった。Ghani 氏も世銀出身であり、いずれ にしても実質的に世銀主導で DAC 原則の初稿が ドラフトされたことになり、したがって、初稿では国 家の機能に軸足が置かれたものとなった。

2.3 国家建設を巡る他ドナーの動向

DAC 原則起草参加当時、著者は DAC 原則 3 は修辞上の明確化の問題としてさほど重要視 しておらず、むしろ後述する DAC 原則 7 を巡 る議論に重きを置いていた。しかし、今回文献 調査を進める中で、次の通りあらためて DAC 原則 3 における日本提案の位置づけが明らかに なった。

前述にもあるように、国家建設の定義の明確 化の要求は多くの試行対象の途上国から呈さ れたが、ドナー側にも見解の相違があったとの ことである。当時の DAC 会合関係者とのイン タビューを踏まえた Nay の論考によると (Nay 2014, p.226)、国家の役割を強調する米、英、 世銀に対して、仏、独、ノルウェーなどは国家 と社会の関係性の強化に重点を置いていた (両 者の見解の相違については、DAC 原則起草プロ セスの最終段階で参画した著者は当時認識し ていなかった)。

米・英・世銀を中心とする国家派と、仏・独・ ノルウェーを中心とする社会派の双方の主張 は、各国・機関の意見調整を主要任務とする DAC 事務局が調整することになるが、ともすれ ば国家派に傾きがちな議論を社会派にも配慮 するため、結果的に日本の提案は修辞的にも効 果的に DAC 事務局に活用されたものと推察さ れる。即ち、図らずも、日本は国家派と社会派 の間のバランサーの役割を果たしたことにな る。なお、前述の Nay の論考 (p.222) では、以 下の通り日本は社会派を支持した旨述べてい るところが興味深い。 Within the OECD-DAC, coalitions of interests assembled, uniting agencies were and governments in accordance with their priorities in fragile situations. For example, France, Germany and Norway built an alliance to promote an alternative approach focusing on state-society interaction in understanding of fragility; agencies from the UK and Japan lent 'outside' support to this initiative, as the commitment of the three governments represented a good opportunity to strengthen the nascent fragile states concept.

更に、以下の通り DAC 原則の前文に下線引 きした一文が加えられた。DAC 原則 3 に関す る日本提案を DAC 事務局に提示する際、「往々 にして社会から信頼されない脆弱国家が、社会 との建設的な関係の好循環を起こすためには、 先ずは治安維持を含めた基礎サービスの提供 能力を高め、社会から見た国家の正当性を高め ることから始めることが必要」など、累々DAC 事務局に説明しており、このような国家と社会 の関係性あっての国家といった日本側提案の 趣旨を DAC は前文に反映したものと推察され る。

The long-term vision for international engagement in fragile states is to help national reformers to build effective, legitimate, and resilient state institutions, capable of engaging productively with their people to promote sustained development.

なお、本稿執筆に際し、大変参考になった増 島(2017)には、「・・・示唆的なのは、国家 建設が脆弱国家を対象とした開発協力におい て中心的重要性を持つことを初めて謳った 2007年の文書では、当初策定されていたドラフ ト文書においてみられた国家機構への偏重が 修正されていることである。」(p.211)とあるが、 以上のように日本が絡んでいたのである。

■ 3. アライメントを巡る議論

3.1 DAC 原則 7 ドラフトの修正

アライメント(Alignment)とは、被援助国政 府の国内制度を尊重し、援助の内容や実施方法 をそれに沿ったものにしていくことを指す。し かし、殊に紛争直後の脆弱国では、アラインす べき制度やカウンターパートを見つけること 自体に困難が伴うことが実際に直面する問題 であろう。その点、DACの当初案は抽象的、難 解な表現が散見されていたが、最終版ではその ような表現は少なくなっている。更に最後から 二番目の文章が加わり、途上国の国民へのサー ビス提供に当たり、ドナー側が政府を迂回し、 parallel systems¹¹を作ってしまう事を戒めてい る。これは多くの途上国が国づくりに逆行する ものとして批判している切実な課題であり、そ のような途上国側の声が反映されたものと思 われる。最後の文章も新たに加わったものであ り、脆弱国におけるアライメントという DAC 原則7のタイトルに相応しく、「現存する現地 の制度の中で実際に機能しているシステムを 見出し、それらを強化していくことが重要」と し、それまでに挙げられたさまざまな対応策を 包含する原則として、DAC 原則7を締めくくっ ている。なお、この最後の文章も、日本の提案 の結果、挿入されたものである。

DAC 原則 7 の当初案(2005 年)と最終版(2007 年)を比較したのが次の図表 2.である。

図表 2. DAC 脆弱国取組原則 7. アライメント部分(7. Align with local priorities in different ways in different contexts.)の比較

in unterent contexts./ v>Lax	
当初案(2005年)当初は原則4	最終版(2007年)
4. Align with local priorities and/or systems.	7. Align with local priorities in different ways
	in different contexts.
Where governments demonstrate political will to	Where governments demonstrate political will to
foster their countries' development but lack	foster development, but lack capacity,
capacity, international actors should fully align	international actors should seek to align
assistance behind government strategies. Where	assistance behind government strategies.
alignment behind government-led strategies is	Where capacity is limited, the use of alternative
not possible due to particularly weak	aid instrumentssuch as international compacts
governance, international actors should	or multi-donor trust funds-can facilitate shared
nevertheless consult with a range of national	priorities and responsibility for execution
stakeholders in the partner country, and seek	between national and international institutions.
opportunities for partial alignment at the sectoral	Where alignment behind government-led
or regional level. Another approach is to use	strategies is not possible due to particularly weak
'shadow alignment' - which helps to build the	governance or violent conflict, international
base for fuller government ownership and	actors should consult with a range of national
alignment in the future - by ensuring that donor	stakeholders in the partner country, and seek

programs comply as far as possible with	opportunities for partial alignment at the sectoral
government procedures and systems. This can be	or regional level. Where possible, international
done for example by providing information in	actors should seek to avoid activities which
appropriate budget years and classifications, or	undermine national institution-building, such as
by operating within existing administrative	developing parallel systems without thought to
boundaries.	transition mechanisms and long term capacity
	development. It is important to identify
	functioning systems within existing local
	institutions, and work to strengthen these.

註:下線箇所 日本のコメントが反映されたもの。

3.2 DAC原則7ドラフトに対する日本の 提案

DAC 原則 7 の最後の文章の当初の日本案は 次の通りだった。

It is necessary to carefully probe surviving and functioning local mechanisms, and utilize them, where appropriate, for short-term objectives, while designing and building sustainable systems in the longer term attuned to the country context.

即ち、「残存し機能している現地のメカニズ ムを注意深く掘り起こし、適切な場合にはそれ を短期的な目標達成のために活用することが 必要。そして、その延長線上に、その国に固有 な社会経済のあり方に馴染むシステムを設 計・構築すること」という内容の案文を、DAC 原則7の末尾に挿入することを主張した。

DAC 事務局から、編集上の都合で以下の通り 短縮したい旨打診があった。DAC 事務局の対案 でも、大筋で当初の日本案の趣旨を反映してい るものと判断し、これを受け入れることとした。

It is important to identify functioning systems

within existing local institutions, and work to strengthen these. (「現存する現地の制度の 中で実際に機能しているシステムを見出し、 それらを強化していくことが重要」)

このように原案より短くなったが、当初の日本案文の趣旨について、DAC 原則採択時に OECD日本代表部からあらためて説明してもらったところ、他のDACメンバーからは特段異 論は出なかったとのことである。

3.3 日本提案のベース

DAC 原則が起草最終段階に入る直前の 2006 年7月7日、著者は国際開発機構(当時は国際 開発高等教育機構)(Foundation for Advanced Studies on International Development : FASID)国 際開発援助動向研究会(第55回)に参加した。 同研究会の議題は、「日本の役割再発見-国際 援助の潮流の「影の部分」への「対抗力」-」 (発表者:下村法政大学教授(当時))¹²。その 要旨は、次の通りであった。

「現在の国際援助コミュニティにおいて支 配的潮流となっている新しい理念・戦略・ アプローチに関し、見落とされがちな「影 の部分」として、「ドナーの視点の優越」、 「支援アプローチの現場離れ」が指摘された。前者に関しては選択的援助の潮流や、 真のオーナーシップの欠如がもたらすジレンマ、後者に関しては貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)を題材とし、形式的な制度の偏重がもたらす弊害が取り上げられた。

その上で、今後日本が新しい潮流の推進 に積極的に貢献するだけでなく、「影の部 分」を問題提起して対応策を示し、国際援 助コミュニティが見逃しがちな「影の部分」 への「対抗力」となることが提言された。 具体的には、途上国の制度・政策面の弱点 の指摘と、その改善策の提示という国際援 助コミュニティの標準的なアプローチでは なく、途上国の社会経済システムに内在す る強みを掘り起こして活用するという「強 みの育成」が提案された。」(議事録の抜 粋)

以上は日本の開発協力のプラクティショナ ーとして極めて納得感のある提言と受け止め、 DAC 原則 7 に対する日本提案の考え方のベー スとした。

3.4 DAC で起こらなかった議論

当時、著者は DAC 原則 7 での日本のコメン トが他の DAC 加盟国側と開発アプローチの衝 突を引き起こしかねないものと覚悟していた。 即ち、前述の FASID 研究会の発表にもあるよう に、形式的な制度・政策変更に集中し、ないも のを論い、理想形を移植することを追求するの が欧米的アプローチであるとすれば、そのまま の現実を認め、ないものよりも細々ながらも機 能しているものを見極め、活用するという日本 的アプローチとのぶつかり合いである。ところ が、前述の通り DAC 原則 7 に対する日本案は、 異論なく受け入れられた。

内発型発展を理念的・抽象的に論じるのでは なく、日本的アプローチと欧米的アプローチと の相互作用という具体的な事例研究を通じて 考察する試みは非常に少なく、そうであればも っとも望ましい形であろうが、前述のように、 日本案は異論なく DAC に受け入れられた。即 ち、本事例では、現場のリアリティーを踏まえ た日本の主張が DAC という国際場裏での論争 の結果、欧米の主要見解を乗り越えた、という ようなストーリーとはならなかった。この点に ついて、考えられる説明は次の通りである。

- 米国同時多発テロ事件(9.11)後、国際社会は「テロとの戦い」の下、イラク、アフガニスタンなどの復興に関与することを余儀なくされた。
- 国際社会が紛争経験国の現場で実際に困難 な任務に取り組む中で痛感したことは、
 DAC 原則に挙げられたような現地目線を 持つことの重要性であった。そして彼らは、
 現場で苦を共にする者同士として、このような実感を共有した。
- 外交官や援助スタッフである彼らがそれぞれの首都に戻り、その実地体験を政策に反映させていったので、DAC原則策定のためのコンセンサス形成は容易であった。

このように、DAC 原則 7 の日本案が異論なく 受け入れられたということは、脆弱国支援の実 地経験を通して、国際援助社会がこれまで見落 しがちだった「影の部分」にも目を行き届かせ るようになってきたことを示していると考え られる。従来、現場のリアリティーを踏まえた 日本の主張は、理想形を移植しようとする思考 形態の欧米型の主流見解に無視されがちだっ たが、紛争経験国のような脆弱国では、日本的 アプローチは共有される可能性がある。また、 脆弱国とは、国家の能力と国家の正当性が相対 的に低い途上国を指すのであれば、日本的アプ ローチは脆弱国のみならず、途上国全体でも共 有されうることを示唆している。

以上に加えて、DAC 原則起草作業が佳境に入 っていた 2006 年当時に DAC で議論されていた 関連課題を当たってみると、informal institutions があげられる。このテーマは OECD 開発セン ターの 2006 年度の業務プログラムとして実施 され、まさに DAC 原則の起草が最終段階に入 った 2006 年 12 月 11 日、12 日の二日間にわた り、「Informal Institutions: How Social Norms Help or Hinder Development」とのタイトルでセミナ ーが開催された(同セミナーの内容をまとめた 冊子は、ドイツ経済開発協力省からの資金提供 により OECD 開発センターが出版)。同セミナ ーの講演者・パネラーは、欧米からの参加者と ともに、途上国からは、南アフリカ、ケニア、 タンザニア、コートジボワール、インド、タイ、 の研究者、実務家、社会活動家などが参加した。 DAC からは Richard Manning 議長(当時)も参 加し、DAC と informal institutions との関係、そ れを踏まえた今後の DAC の活動の見通し等を 述べている。途上国の非公式な制度をいかに開 発、貧困削減に活用するか、というのがテーマ であり、非公式な制度と公式な制度を対立する ものとして捉えるのではなく、究極的には両制 度の融合を課題としている。これも欧米諸国が 「影の部分」に目を向け始めた証左の一つとと らえることが出来よう。当時、日本は開発セン ターから脱退しており¹³(2000年1月に脱退、 2016年6月1日から復帰)、そのためもあって かこの議論は日本では知られていない模様だ が、当時 OECD では、このように真摯な議論が 緒についていたのであった。そうであれば、日 本的アプローチを強調するばかりでは、日本は 議論から取り残されかねない。10年前には機会 を逸したかもしれないが、OECD 開発センター で informal institutions が取り上げられた事は、

日本的アプローチと欧米的アプローチの対話、 収斂が進みうる可能性を示唆しているものと 考えられる。なお、前述した DAC 原則 7 の日 本案には、institutions という用語はなかったが、 DAC 事務局の対案では、institutions という用語 を用いており(It is important to identify functioning systems within existing local institutions, and work to strengthen these.)、これ は OECD 開発センターでの informal institutions を巡る議論を念頭に置いたものと推察される。 これも、DAC 原則 7 に関する日本案に対して議 論が起こらなかった背景の一つと考えられる。

3.5 DAC 事務局が削除した部分

DAC 原則7に対する日本案文は、編集上の理 由として DAC 事務局によって短縮されたこと は前述の通りである。最終版になって初めて、 DAC 原則の7から10は、The Practicalities (実 **践事項**)というサブタイトルの下に納められて おり、最終版の日本案は、あらためてプラクテ ィカルな意味づけがなされたことになる。当初 の日本案に含まれていた「長期的にはその国の 背景に合致したシステムを設計・構築すること」 は、実践事項として馴染まないので削除したと いうことになる。しかし、削除された部分の「そ の国の背景に合致したシステム」を尊重すると いう考え方は、欧米的なガバナンス基準からみ ると劣っている国の在り方をそのまま容認す る議論にもつながる恐れがある。したがって、 各国コメントの取りまとめを主要任務とする DAC 事務局としては、日本案をそのまま DAC 加盟国間の議論に諮ることによってあらたな 論争を惹起し、わざわざ最終版の決着を遅らせ るようなことなどするはずもなく、編集上の理 由との口実で調整したとも考えられる。いずれ にしても DAC 事務局最終案に対しては、「影 の部分」に光が当たったことで可とし、また今

後これを梃に DAC での議論を発展させること も可能なので、自分は敢えてここでは議論を起 こすことはせず、DAC 事務局案を受け入れるこ とにした。

なお、以上のように日本提案を DAC 原則に 反映できたのは、DAC 担当者の手腕によるとこ ろが大きかったものと考えられる。即ち、著者 の直接の相手となったのは、DAC 事務局の担当 者であり、彼の主要任務は、各国からのコメン トをくみ取り、DAC FSG 共同議長(当時世銀 職員 Sarah Cliffe 女史)や DfID、米国などの主 要メンバーと調整し、DAC 原則を DAC 加盟国 の総意として円滑にまとめ上げることだった からだ。著者と DAC 担当者とのやり取りは専 らメールベースで行われたが、著者は DAC 原 則 3 及び 7 に関する日本の提案を行う際には、 このペーパーで述べた趣旨を丁寧に説明する ことに努めた。これに対する DAC 担当者の反 応は、真摯なものだった。

4. 提言

DAC 原則起草への取り組みを踏まえ、次の通り提言する。

(1) 効果的発信を行うためには、国際的な原則 やルール作りの機会を捉えること

本稿では、DAC 原則という脆弱国支援の基礎 文書での日本の関与のケースについて述べた が、基礎文書に引き続いてこれに沿ったガイド ラインなどの派生文書が作成されていくこと になるので、初期の段階で日本の考え方を組み 込んでおくことが重要となる。

(2) 原則、ルール作りに参画するからには、属 人的ではなく体制を整えて当たること

DAC 原則の起草に当たっては、日本はその最 終段階で原則 3 と 7 という DAC 原則の核心部 分に貢献できた。しかし、これは多分にたまた ま担当が回ってきた者の属人的な取り組みに 頼るところが多く、組織の後ろ盾も特段なかっ たため、担当者の人事異動に伴い、DAC とのコ ンタクトは立ち消えとなった。なお、国際場裏 での議論では、特定分野の専門家を活用するこ とは有効だが、基本的な合意形成などの重要な 局面では、責任ある立場の者が主導しなければ ならない(国際会議への出席・発言も含め)。

(3) OECD 日本政府代表部(DAC 代表)のイニ シアティブが重要

いくら実施機関の JICA がルール作りなどに 取り組もうとしても、日本としてのイニシアテ ィブがなければ、国際場裏では限界がある。な お、2010 年、OECD 日本政府代表部(DAC 代 表)は、DAC の FSG を引き継いだ「紛争と脆 弱国際ネットワーク」(International Network on Conflict And Fragility: INCAF)のファシリテー ターを勤め¹⁴、そのこともあって、同年実施さ れた DAC 対日審査¹⁵では、日本の INCAF へ の貢献が高く評価された。

(4) 国際的な原則、ルール作りに効果的に参画 するためには、国際場裏に関わる担当者へ の調査研究成果のバックアップが必要

DAC 原則7 に対する日本提案は、FASID 国際 開発援助動向研究会での下村教授の発表が考 え方の裏付けとなった。なお、同研究会は、2010 年3月以降開催されておらず¹⁶、このようなフ ォーラムの再開、開設が切に望まれる。

(5) 日本のイニシアティブによる脆弱国支援の あり方を考える国際対話の意義

DAC原則が採択されてから10年が過ぎた。この時点で、DAC原則の起草に携わった当時の主な関係者を集め、国際的な振り返りと今後の展望について議論するシンポジウムなどをJICAが企画することを提案する。主な海外からの招請候補者は本稿で既に言及した次の面々が想定される。

 Ashraf Ghani アフガニスタン大統領(当時、 カブール大学学長)

・Sarah Cliffe ニューヨーク大学教授 Director, Center for International Cooperation (当時、世銀職員、DAC FSG 共同議長)

Richard Manning オクスフォード大学客員研究員(当時、DAC 議長)

•Stephan Massing 世銀 Senior Strategy and Operations Officer(当時、DAC 担当者)

注釈

¹ DAC による脆弱国(2007 年当時)とは、貧困削減政 策を策定・実施する政治的意志に欠け、あるいはその 能力が弱い国。その多くは紛争経験国でガバナンスの 弱い国。世銀が行う国別政策制度アセスメント(CPIA) の第 4・5 分位に含まれる国。現在では、世銀、ADB、 AFDBの平均 CPIA が 3.2 以下あるいは国連・地域機構 の平和維持・平和構築活動が過去3年以上行われてい る国を指す。

² <u>http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydo</u> <u>cumentpdf/?cote=DCD(2005)8/REV2&docLanguage=E</u> n

³ 試行対象 9 カ国(試行実施担当国・機関) コンゴ民 (ベルギー)、ギニア・ビサウ(ポルトガル)、ハイチ(カナ ダ)、ネパール(英国)、ソロモン諸島(豪州、NZ)、ソマリ ア(世銀、英国)、スーダン(ノルウェー)、イエメン(国連、 英国)、ジンバブエ(欧州委員会)

⁴<u>http://www.oecd.org/dac/conflict-fragility-resilience/doc</u> <u>s/38368714.pdf</u>

⁵「援助効果向上にかかるパリ宣言」(於「DAC 援効効 果向上ハイレベルフォーラム」、パリ、2005 年):合意事 項 ①被援助国の主体性(ownership)、②被援助国の 開発戦略・制度の尊重・整合(alignment)、③ドナー間 の援助手続の調和化(harmonisation)、④成果主義 (management of development results)、⑤相互説明責 任(mutual accountability)

⁶ DAC 原則の脚注には次の通り state の定義が示され ており、国家の能力強化といった場合、行政(中央、地 方)のみならず、立法、司法の機能強化も含むものと考 えられる。

The term "state" here refers to a broad definition of the concept which includes the executive branch of the central and local governments within a state but also the legislative and judiciary arms of government.

⁷ 武内進一「紛争はなぜ起こるのか:平和のための開 発」、IDEAS 公開講座、於 JICA 東京、2017 年 4 月 22 日

⁸<u>http://www.unis.unvienna.org/unis/en/pressrels/2006/sgs</u> m10533.html

⁹<u>https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jbic/report/review/pdf/34_04.pdf</u>

¹⁰ 著者は、JICA 専門家として 2002 年 10 月から 2004 年 3 月の間、Ghani 氏が長を務めるアフガニスタン援助 調整庁、財務省に勤務した。

¹¹ parallel systems:途上国の国民からみて、基礎的サ ービスの直接の提供者が政府とドナーの二者が併存す る状態。概してドナーは途上国政府に比べ圧倒的にサ ービス提供能力が優れており、そのままの形では政府と しての正当性が損なわれてしまう。

12 議事録

https://www.fasid.or.jp/_files/library/kaigou/minutes55.p df

配布資料

https://www.fasid.or.jp/_files/library/kaigou/handout55.p df

¹³ <u>http://www.oecd.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000210.ht</u> <u>ml</u>

¹⁴ <u>http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/chiteki_ko</u> <u>uken/incaf.html</u>

¹⁵ <u>http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/dac.ht</u> <u>ml</u>

¹⁶ <u>https://www.fasid.or.jp/library/4_index_detail.shtml</u>

参考文献

- 稲田十一(編)、2009、『開発と平和一脆弱国家支援論』、有斐閣。
- 遠藤貢、2015、『崩壊国家と国際安全保障―ソマリ アにみる新たな国家像の誕生』、有斐閣。
- 小川周、2017、「リビアの地政学リスクとイスラーム 過激派の動向一「非統治空間」への着目」、 山内昌之(編)、『中東とISの地政学:イスラー ム、アメリカ、ロシアから読む 21 世紀』、朝日 新聞出版。
- 尾和潤美、2014、「開発援助政策の変遷と限界 —OECD 開発援助委員会での議論を通じて —」、大林稔・西川潤・阪本公美子(編)、『新生 アフリカの内発的発展—住民自立と支援—』、 昭和堂。
- 国際開発高等教育機構(FASID)、2008、「平成 19 年度 外務省委託グローバリゼーションと国際 開発研究「脆弱国家の開発戦略」研究報告 書」。
- 国際協力機構(JICA)、2008、「脆弱国家における 中長期的な国づくり:国のリスク対応能力の向 上にむけて」。
- 篠田英朗、2013、『平和構築入門-その思想と方 法を問いなおす』、筑摩書房。
- 高野秀行、2013、『謎の独立国家ソマリランド:そし て海賊国プントランドと戦国南部ソマリア』、本 の雑誌社。

- 武内進一、2013、「紛争後の国家建設」、日本国 際政治学会(編)、『国際政治』、174号。
- 藤原帰一·大芝亮·山田哲也(編)、2011、『平和構 築·入門』、有斐閣。
- 増島建、2017、『開発援助アジェンダの政治化-先進国・途上国関係の転換か?』、晃洋書房。
- Commission on State Fragility, Growth and Development. 2018. *Escaping the fragility trap*, London School of Economics and Political Science (LSE) and the University of Oxford's Blavatnik School of Government. <u>https://www.theigc.org/wp-</u>

content/uploads/2018/04/Escaping-the-fragilitytrap.pdf

- Jütting, J., et al., (eds.). 2007. Informal Institutions: How Social Norms Help or Hinder Development, Development Centre Studies. Paris: OECD Publishing.
- Morcos, K. & Friederike Röder, A. 2007. The OECD's Work on Fragile States and Situation, *Transforming Fragile States-Examples of Practical Experience*, Baden-Baden: Nomos.
- Nay, Olivier. 2014. "International Organisations and the Production of Hegemonic Knowledge: How the World Bank and the OECD Helped Invent the Fragile States Concept". *Third World Quarterly*, 35 (2).

本バックグラウンドペーパーは、「日本の開発協力の歴史」研究プロジェクトに有益な知見・資料・情報などを提供することを目的として作成されたものです。併せて、本研究成果を一般の方々にも広く紹介するために国際協力機構研究所のホームページにて公開しております。引用される場合は、出典の明記をお願いします。なお、ペーパーの内容は、著者の見解であり、国際協力機構の公式見解ではありません。

独立行政法人国際協力機構 研究所

〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町 10-5

Tel:03-3269-2911 Fax:03-3269-2054